

株式等の振替手数料の料率引下げに伴う株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新					旧				
別表					別表				
株式等振替制度に係る手数料表					株式等振替制度に係る手数料表				
1. 機構加入者に対する手数料					1. 機構加入者に対する手数料				
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	振替株式	(1) 一般振替 (次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合 a ~ c (略)	①当月の振替件数 (ただし、次の②及び③に該当するものを除く。)	1 件につき <u>50 円</u>	振替手数料	振替株式	(1) 一般振替 (次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合 a ~ c (略)	①当月の振替件数 (ただし、次の②、③及び④に該当するものを除く。)	1 件につき <u>100 円</u>
			②当月の振替件数のうち、 <u>10,000 件</u> に月間の営業日数を乗じた件数を超える部分 (削る)	1 件につき ①の料率の <u>80%</u>  (削る)				②当月の振替件数のうち、 <u>6,000 件</u> に月間の営業日数を乗じた件数を超える部分	1 件につき ①の料率の <u>50%</u>
			③当月の振替件数のうち、单元未満振替（振替 1 件における振替株数が当該銘柄	(略)				③当月の振替件数のうち、 <u>500 件</u> に月間の営業日数を乗じた件数以下の部分	<u>1 件につき</u> ①の料率の <u>50%</u>  (略)
			④当月の振替件数のうち、单元未満振替（振替 1 件における振替株数が当該銘柄	(略)				④当月の振替件数のうち、单元未満振替（振替 1 件における振替株数が当該銘柄	(略)

			の単元株式数を下回る場合における振替をいう。)に係る振替件数の部分(ただし、前②に該当しないものに限る。)				の単元株式数を下回る場合における振替をいう。)に係る振替件数の部分(ただし、前②又は③に該当しないものに限る。)	
		(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)	
		(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	①当月の振替件数(ただし、次の②に該当するものを除く。)  ②当月の振替件数のうち、 <u>5,000件</u> に月間の営業日数を乗じた件数を超える部分(削る)	1件につき <u>25円</u>  1件につき ①の料率の <u>80%</u>  (削る)		(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	①当月の振替件数(ただし、次の②及び③に該当するものを除く。)  ②当月の振替件数のうち、 <u>4,000件</u> に月間の営業日数を乗じた件数を超える部分  ③ <u>当月の振替件数のうち、500件に月間の営業日数を乗じた件数以下の部分</u>	1件につき <u>50円</u>  1件につき ①の料率の <u>50%</u>  <u>1件につき</u> ①の料率の <u>50%</u>
	振替新株予約権付社債 振替新株予約権 振替新	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合  a ~ c	振替	1件につき <u>50円</u>		振替新株予約権付社債 振替新株予約権 振替新	振替	1件につき <u>100円</u>  a ~ c

	投資口 予約権	(略)			
		(2) (略)	(略)		
		(3) 日本証券 クリアリ ングの決 済に係る 振替	振替 1件につき <u>25円</u>		
	(略)				
振替投 資口 振替優 先出資 振替投 資信託 受益権 振替受 益権	(1) 一般振替 (次の(2) 及び(3)の 振替以外 の振替を いう。)の 場合 a ~ c (略)	①当月の振替件数 (ただし、次の ②に該当するも のを除く。) ② (略)	1件につき <u>50円</u>  (略)		
	(2) (略)	(略)			
	(3) 日本証券 クリアリ ングの決 済に係る 振替	振替 1件につき <u>25円</u>			
(略)					
口座管理手 数料					
	(略)				
口座残 高比例 部分	振替株 式	口座残高を 有する機構 加入者	月平均口座残高 (当該月の機構加 入者であった各営	1単元につ き 月額	
	投資口 予約権	(略)			
		(2) (略)	(略)		
		(3) 日本証券 クリアリ ングの決 済に係る 振替	振替 1件につき <u>50円</u>		
	(略)				
振替投 資口 振替優 先出資 振替投 資信託 受益権 振替受 益権	(1) 一般振替 (次の(2) 及び(3)の 振替以外 の振替を いう。)の 場合 a ~ c (略)	①当月の振替件数 (ただし、次の ②に該当するも のを除く。) ② (略)	1件につき <u>100円</u>  (略)		
	(2) (略)	(略)			
	(3) 日本証券 クリアリ ングの決 済に係る 振替	振替 1件につき <u>50円</u>			
(略)					
口座管理手 数料					
	(略)				
口座残 高比例 部分	振替株 式	口座残高を 有する機構 加入者	月平均口座残高 (当該月の機構加 入者であった各営	1単元につ き 月額	

			業日における全ての区分口座に係る残高の合計額を利用営業日数（当該月の機構加入者であった日数をいう。以下同じ。）で除した数をいう。以下同じ。）について ① 50 万単元以下の部分 ②～⑩ (略)	<u>0.32 円</u>				業日における全ての区分口座に係る残高の合計額を利用営業日数（当該月の機構加入者であった日数をいう。以下同じ。）で除した数をいう。以下同じ。）について ① 50 万単元以下の部分 ②～⑩ (略)	<u>0.40 円</u>	
		(略)					(略)			
	(略)						(略)			
	振替投資口	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 50 万口以下の部分 ②～⑩ (略)	1 口につき 月額 <u>0.32 円</u>			振替投資口	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 50 万口以下の部分 ②～⑩ (略)	1 口につき 月額 <u>0.40 円</u>
		(略)						(略)		
	(略)						(略)			
	振替優先出資	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 50 万口以下の部分 ②～⑩ (略)	1 口につき 月額 <u>0.32 円</u>			振替優先出資	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 50 万口以下の部分 ②～⑩ (略)	1 口につき 月額 <u>0.40 円</u>
		(略)						(略)		
	振替投資信託受益権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 5 万口以下の部分 ②～⑨ (略)	1 口につき 月額 <u>0.32 円</u>			振替投資信託受益権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 5 万口以下の部分 ②～⑨ (略)	1 口につき 月額 <u>0.40 円</u>

		(略)		
	振替受益権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 5 万口以下の部分 ②～⑨ (略)	1 口につき 月額 <u>0.32 円</u>
		(略)		
	(略)			
	(略)			

(注) 1. ～16. (略)

## 2. 発行者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替制度利用料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	取扱銘柄の発行者	取扱銘柄	1 銘柄につき 月額 <u>42,000 円</u>
			(略)	株主等 1 人につき 月額
			① 2 万人以下の部分	<u>3.60 円</u>
			② 2 万人超 10 万人以下の部分	<u>2.52 円</u>
			③ 10 万人超の部分	<u>1.08 円</u>

		(略)		
	振替受益権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 5 万口以下の部分 ②～⑨ (略)	1 口につき 月額 <u>0.40 円</u>
		(略)		
	(略)			
	(略)			

(注) 1. ～16. (略)

## 2. 発行者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替制度利用料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	取扱銘柄の発行者	取扱銘柄	1 銘柄につき 月額 <u>47,000 円</u>
			(略)	株主等 1 人につき 月額
			① 2 万人以下の部分	<u>4.0 円</u>
			② 2 万人超 10 万人以下の部分	<u>2.8 円</u>
			③ 10 万人超の部分	<u>1.2 円</u>

			分					分	
(略)					(略)				
(略)					(略)				
(注) 1. ~11. (略)					(注) 1. ~11. (略)				
3. (略)					3. (略)				

2 附 則

この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

以 上